

2011年8月1日

商品類型No.128「日用品 Version1.12」認定基準の部分的な改定について  
(環境偽装問題時に停止した基準項目に関する部分改定)

財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 改定の経緯

2008年1月に発生した製紙事業者による古紙パルプ配合率の偽装問題を受け、製品に付随する包装などに関し古紙パルプ配合率の要求事項が設定されているものについては、当該要求事項が、主眼である製品本体の環境性能に影響を及ぼさないことから、これら要求事項を一時的に削除することとし、新たな検証方法が明確となった時点でこれを復活することとしていた。

[ [http://www.ecomark.jp/pdf/koshi\\_080214kaitei.pdf](http://www.ecomark.jp/pdf/koshi_080214kaitei.pdf) ]

その後、「エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程」の改定により、現在策定している基準では、「その商品類型の目的を達成するために優先度が高い基準項目を絞りこんで選定する」こととなり、包装などの古紙の基準等は優先度が比較的高くないために設定されない傾向にある（なお、「認定基準として選定されなかった項目の中で配慮が望ましい項目や次回の見直しにあたって考慮されるべき項目については、「配慮事項」として設定することができる。」としている）。

今般、停止した包装材料の基準項目について、ガイドラインの趣旨も踏まえ検討し、部分的な改定を行うこととした。包装材料については、古紙に関する証明書の手取りが困難な状況や他の同様の商品群の認定基準との整合を鑑み、最低限の基準を設けることとする。

## 2. 改定箇所（赤字部分）

### 【現行】

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

##### 4-1-1. 共通基準と証明方法

(4)製品は、小売段階（小売しない製品は最終出荷段階）で無包装または簡易包装となるよう出荷していること。

簡易包装を施す製品のそれぞれの包装材料は、以下の基準を満たすこと。

~~a. 紙の古紙パルプ配合率が70%以上であること。~~

~~b. 板紙の古紙パルプ配合率が90%以上であること。~~

~~c. プラスチックシートに使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が60%以上であること。包装に使用されるプラスチック材料は、JIS K 6899-1:2000に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書（平成12年7月経済産業省）」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。~~

**【証明方法】**

製品の小売り段階での包装状態および使用包装材料、(再生材料の配合率)、材質表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること(図、写真などを用いて補足してよい)。材質表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

**【改定後】**

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.共通基準と証明方法

(4)製品は、小売段階(小売しない製品は最終出荷段階)で無包装または簡易包装となるよう出荷していること。

~~簡易包装を施す製品のそれぞれの包装材料は、以下の基準を満たすこと。~~

~~a.紙の古紙パルプ配合率が70%以上であること。~~

~~b.板紙の古紙パルプ配合率が90%以上であること。~~

~~e.プラスチックシートに使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が60%以上であること。~~包装に使用されるプラスチック材料は、JIS K 6899-1:2000に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書(平成12年7月経済産業省)」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

**【証明方法】**

製品の小売り段階での包装状態および使用包装材料、~~(再生材料の配合率)~~材質表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること(図、写真などを用いて補足してよい)。材質表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

**5. 配慮事項**

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

(1)簡易包装を施す製品のそれぞれの包装材料は、以下の項目に配慮していること。

a.紙の古紙パルプ配合率が70%以上であること。

b.プラスチックシートに使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が60%以上であること。

**3. 改定日**

2011年8月1日

以上